## 不利益処分の処分基準

処が	の内	容	過料
所 管	部課係	系 名	市民生活部環境課生活環境係
根拠	去令及び	条 項	新座市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第31 条
処	関係条	承 項	新座市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第28 条
			新座市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第 28条の規定による命令に違反した場合
分			
	基	準	
	(未設定の場		
	合はその理	里由)	
基			
	参考事	事 項	
準	設定等年	月日	平成24年10月1日設定(平成 年 月 日最終変更)